参加者 募 集 子どもたちの笑顔のために

保育ボランティア養成講座

地域で子どもたちを見守り、子育 て世代を応援してくださる方を募集します。

子どもたちの笑顔の輪を一緒に広げましょう!

▶対象 町内在住・在勤で18才以上の方(高校生不可) ※原則、全日参加できる方が対象です。 ▶日程・内容 下表のとおり

▶定員 15 人 (先着順)

▶参加費 無料

▶申込・問合せ 7月 10 日 (月) 以降、ニュータウンふくしプラザまで。**☎** 290-5469 (日曜・祝日休)

1					/
	回数	日程	時間	場所	講座内容
	1	8月30日(水)	午後1時30分	ニュータウン	いまどきの子育て事情
	2	9月6日 (水)	~ 3 時 30 分	ふくしプラザ	子どもの体と栄養について
	3	9月13日(水)	~ 2 时 20 万	M < U / フ / J y	小児の救急救命と事故防止
		9月25日(月)・26日		鳩山町つどいの広	₩ ₩₩
	4)	(火)・28日(木)・29 日(金)のいずれか1日		場(ぽっぽ)	体験実習

※講座終了後はニュータウンふくしプラザ等での活動にご参加ください。

7月は 強調月間

第67回社会を明るくする運動 (主唱: 法務省)

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~



7月は社会を明る くする運動の強調月 間です。

"社会を明るくする運動"とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場にお

いて力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうという法務省主唱の全国的な運動です。「更生保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、毎年、全国各地でさまざまな催しが実施されており、今年で67回目を迎えます。

町では、更生保護活動に取り組んでいる保護司・更 生保護女性会の皆さんを中心に、各小中学校を訪問し、 社会を明るくする運動埼玉県作文コンテスト応募の依 頼をしたり、鳩山高校での啓発活動(7月4日実施予 定)などを行います。

「保護司」って?

保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受け、犯罪や 非行をした人が立ち直るための支援や、地域の犯罪予 防活動などを行う民間のボランティアです。

「更生保護女性会」って?

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動 を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪を した人や非行のある少年の改善更生に協力することを 目的とするボランティア団体です。

▶問合せ 役場総務課 人権政策担当☎ 296-1214

『愛の募金』活動にご協力をお願いします

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会では、「社会を明るくする運動」強調月間に併せて、活動資金の造成を目的とした「愛の募金」活動を行っています。この活動を通して、更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV 被害者への支援等の資金的な援助を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、ご支援・ご協力をお願いします。

TOPICS



役場の開庁時間 月曜日〜金曜日 午前8時30分〜午後5時15分☎049-296-1211(代表)

受付は 8月4日 まで 平成30年4月1日採用予定

鳩山町職員募集

町では、今年度も町職員を募集します。「愛するふるさと・はとやま」を実現するために、 私たちと力を合わせてみませんか。

- **▶募集職種** 一般事務職
- **▶採用予定人数** 6名程度
- ▶受検資格 平成2年4月2日以降に生まれた方
- **▶受付期間** 7月10日(月)~8月4日(金)

※午前8時30分~午後5時

- ▶応募方法 原則、電子申請(インターネット)による申込。それ以外での申込方法を希望する場合はお問い合わせください。
- ◆日本国籍を有しない方、または地方公務員法第16条 に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。
- ▶採用案内の配布 7月1日(土)から、町ホームページに掲載します。窓口での配布は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に役場総務課および役場東出張所で行います。

※郵送希望の場合は、返信用封筒(角形2号の封筒に 郵便切手120円分を貼付し、郵送先住所・氏名を明記 したもの)を同封の上、役場総務課 職員担当まで請求



▶試験日程

【1次試験(筆記試験)】

日時: 9月17日(日)午前9時30分から(受付は午前8時30分から) **場所**:鳩山町役場(予定) **内容**: 教養試験(120分)、作文試験(90分)、職場適応性検査(20分)

【2次試験(1次試験合格者)】

期日:10 月下旬(予定) 場所:鳩山町役場(予定)

内容:面接試験

※日時・場所は都合により変更する場合があります。

▶問合せ 役場総務課 職員担当☎ 296-1214

ごみ出しルールを今一度ご確認願います

町には、ごみ集積所の利用者より、使 用方法が守られていないとの相談が寄せられます。

地域の方がごみ出しのルールを守り、集積所を利用 する皆さんが気持ちよく使えるようにご協力をお願い します。

■ごみ・資源を出すとき

決められた分別方法、袋の種類、日時を守り「収集日当日の朝8時30分」までに決められた集積所に出してください。黒い袋、段ボール箱など中身の見えないもので出されたものは収集できません。

※決められた収集日の前日に、ごみ・資源等を出さないでください。

■集積所への多量のごみ出しはご遠慮ください

引越し、樹木の剪定などで多量に発生するごみは、

施設に直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に 処理を依頼してください。

■不法投棄が増えています

民有地等への不法投棄が頻繁に発生しています。

万が一、不法投棄者を発見した場合には、警察・町・ 県への通報をお願いします。ただし、声がけなどは危 険なため、行為者の特徴をメモするなどのご対応をお 願いします。

通報先: 西入間警察署**☎** 110、県産業廃棄物指導課「産業廃棄物不法投棄 110 番 | **☎** 0120-530-384

なお、民有地への不法投棄は、原則、所有者に処理 していただいています。不法に投棄されないためにも、 日頃から所有地の適正な管理をお願いします。

▶**問合せ**: 役場生活環境課**☎** 296-5894

7 広報はとやま2017.7月号

広報はとやま2017.7月号